

市人事室給与課担当係長以下、市労連書記長以下との事務折衝

### 令和3年6月23日（水曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（市）

今般予定している特殊勤務手当制度の改正について、ご説明させていただく。

新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防救済従事者手当について、対象業務を追加するため、規程の改正を行う。

保護者が陽性で入院し、親族等が面倒をみることができない児童等を一時保護する場合、当該児童の感染の有無が判明するまでの間、他の児童と隔離して保護することになるが、その一時保護に係る業務については、昨年度から手当の支給対象業務としてきたところである。

今般、「感染が確認された児童の一時保護」業務に対し、新たに手当を措置する必要がため、対象業務を追加するというものになる。

一時保護が必要な児童が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認された場合、基本は医療機関での対応となるが、療養病床がひっ迫している状況の中、入院の受け入れ先や宿泊療養施設がすぐに見つからず、引き続き一時保護することも考えられる状況であったことをふまえ、現行の「新型コロナウイルスにかかっている疑いのある児童」に「新型コロナウイルスにかかっている児童」を追加するものである。

また、新型コロナウイルスにかかっている又はかかっている疑いのある児童等の一時保護業務のうち、児童の移送については、技能職員も従事することから、手当の支給対象とするため、技能職員の規程についても改正を行う。移送にかかる手当額については、勤務1回につき3,000円を設定する。なお、すでに移送業務については発生しており、遡及して適用することとなる。

説明は以上である。

（組合）

特殊勤務手当の追加ということで説明いただいた。

一番最後が気になったのだが、技能職員が既に発生しているというのは患者を運んだのか。

（市）

疑いのある子どもを家に迎えに行くということで既に業務に従事している。技能職員だけに限らず、そういう業務が実際に発生してしまっている。

(組合)

疑いのある人か。

(市)

そうである。陽性ではない。

疑いのある子どもを家に迎えに行く業務が発生しているところも青少年局から聞いている。

(組合)

それはあるのか。わかった。

それでは、何点かだけ。

対象になる職場は児童相談所くらいか。

(市)

一時保護をするところと考えているので、そちらが対象になると考えている。

(組合)

対象の職種は一時保護をしている方を面倒見る方と、車で移送した場合。

(市)

はい。

(組合)

で、その一時保護所の中のレイアウトはよくわからないが、現場の話になるかと思うが色々な人が接したりする可能性はあるのか。それとも特定の1人か2人が集中してなるイメージをされているのか。それは現場の方の。

(市)

一応、今聞いているのは保育士一名と事務職や福祉職が一名の二名体制で子どものお世

話をする想定をしていると聞いている。

(組合)

それは疑いがある時点でそういうことをしているということか。

(市)

そうである。

(組合)

発生した時期は。

(市)

一番早い時期が令和2年11月である。

(組合)

実施時期については、令和2年11月のこの日に設定して遡るという認識か。

(市)

そうである。

(組合)

とりあえず市労連というかたちで受けるので、この業務についてこういう手当があるというのはこちらで判断させていただく。

実際の業務の方で、どういう具体のやり方をするのか等についてはそれぞれ関係所属と支部でもやっていると思うが、そっちはある程度終わっているのか。

(市)

話はしていると聞いているが、最終どこまで。支部の書記長には話をしていると聞いている。させるということで話はしている。

(組合)

当初、考えられた時はかなりひっ迫していたが、今は大分落ち着いてきているので、ひょ

っとしたら実際にこのパターンの特殊勤務手当の業務はないかもしれないが、それはそれという話である。

とりあえず、また起きることを前提に現場の実際の話はこども青少年局を通じてしていただければと思う。それだけお願いしておく。

それでは、これで了解させていただく。